

日旅協第08-169号

平成20年8月11日

〒650-0022

兵庫県神戸市中央区元町通六丁目7番10号
元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内
特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 殿

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目3番3号

社団法人日本旅行業協会

会長 金井



貴団体からの平成20年7月17日付書面（以下、「ご連絡書面」といいます。）について、次のとおりご回答申し上げます。

1. ご連絡書面第2項「①」の事項について

ご連絡書面に「JAL利用クーポンは『決済後の取り消し、コース及び日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払い戻しできません。』との利用条件」とありますが、当該利用条件は、株式会社日本航空インターナショナル（以下、「JAL」といいます。）が定めたものであり、当該利用条件にかかる契約は、JAL利用クーポンの交付を受けた者とJALとの間に成立するものと承知しております。このことは、平成20年6月23日付の株式会社ジャルツアーズから貴団体への「「申入書」に関する件（回答）」と題された書面に説明されているところであります。

従って、貴団体のご指摘の点は、JAL利用クーポンの交付を受けた者とJALとの間の契約の問題であります。当協会は、このような旅行契約以外の契約に関する問題について、外部に対して意見を述べる立場にありません。

2. ご連絡書面第2項「②」及び「③」の事項について

上記1のとおりですので、ご連絡書面「②」及び「③」の問題は生じないと考えます。

3. ご連絡書面第3項について

ご連絡書面に「現在まで貴協会から回答書をいただいております。」とありますが、当協会は、平成20年6月25日に簡易書留便にて回答を送っており、同便は平成20年6月27日に貴事務所に到着していることを確認しておりますので、当該記述を訂正いただくようお願いします。

以上